

第2 個人情報の保護に関する法律・福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例の運用状況

本県における個人情報保護制度は、平成4年の「福岡県個人情報保護条例（平成4年福岡県条例第2号）」の制定以降、平成16年の全面改正を経て、同条例に基づく運用がなされてきたところです。

令和3年5月に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」が改正されたことにより、国の機関や民間事業者等とともに、地方公共団体の個人情報保護制度も同法の元へ一元化されることとなりました。

これに伴い、本県でも「福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）」を廃止し、法の施行に関し必要な事項等を定める「福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福岡県条例第43号）」が制定され、令和5年度から新たな法及び条例に基づく個人情報保護制度の運用が開始されました。

1 保有個人情報の開示の状況

(1) 開示請求の状況

令和5年度の保有個人情報の開示請求の件数は、756件でした（図1）。

これを開示請求者別に見ると、本人による請求が690件、法定代理人による請求が34件、任意代理人による請求が32件となっています（図2）。

また、実施機関別に見ると、警察本部長533件、知事112件、人事委員会68件、教育委員会26件等となっています（表1）。

開示請求の主な内容を見ると、警察が作成した相談カード、サービス日誌、犯罪事件受理簿等に記載された本人の情報や、職員採用試験及び教員採用試験に係る本人の情報等があります。

図1 開示請求件数（令和元年度～令和5年度）

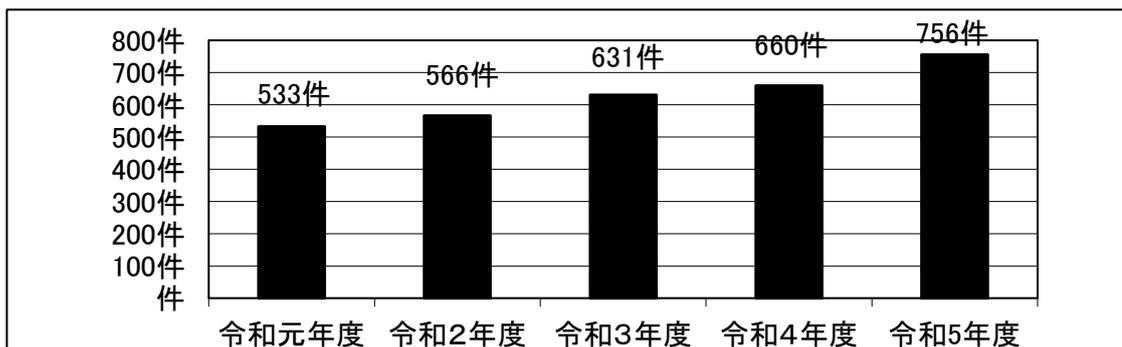


図2 開示請求者別内訳

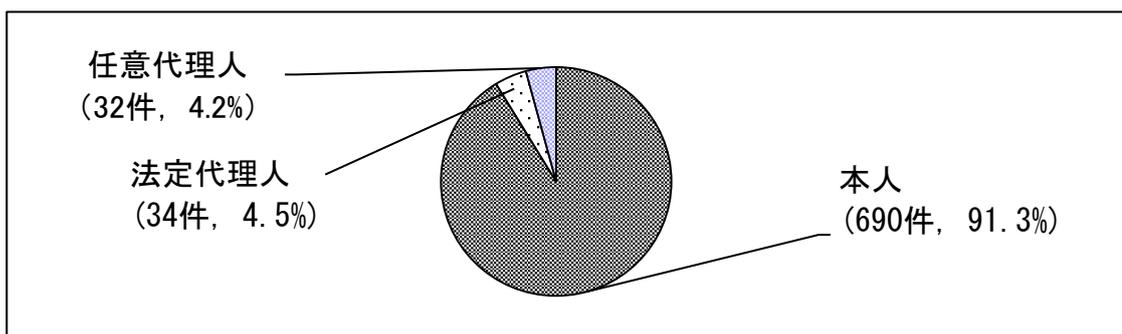


表 1 実施機関別保有個人情報開示請求状況

実施機関		請求 件数	開示請求の主な内容
知 事	総務部、秘書室	5	<ul style="list-style-type: none"> ・各種申請書に記載された自己情報 ・各種相談記録に記載された自己情報
	企画・地域振興部	1	
	人づくり・県民生活部	6	
	保健医療介護部	35	
	福祉労働部	45	
	環境部		
	商工部		
	農林水産部	8	
	県土整備部	9	
	建築都市部	3	
	会計管理局		
	小計	112	
公営企業の管理者			
教育委員会		26	・教員採用試験結果に関する自己情報
選挙管理委員会			
人事委員会		68	・職員採用試験結果に関する自己情報
監査委員			
公安委員会		9	・苦情等調査結果報告書に記載された自己情報
警察本部長		533	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カードに記載された自己情報 ・サービス日誌、犯罪事件受理簿等に記載された自己情報
労働委員会			
収用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人		8	・公立大学入学試験結果に関する自己情報
合計		756	

(2) 開示請求に対する決定の状況

開示請求756件のうち、実施機関が開示決定等を行った件数は、却下及び取下げの件数11件を除いた745件です(表2)。

表2 実施機関別保有個人情報開示請求に対する決定状況

実施機関	請求 件数	決定の状況				取下げ	
		開示	部分開示	不開示 不存在	却下		
知事	総務部、秘書室	5	3	1	1	1	1
	企画・地域振興部	1			1	1	
	人づくり・県民生活部	6		4	1	1	1
	保健医療介護部	35	27	7			2
	福祉労働部	45	31	21	4	4	1
	環境部						
	商工部						
	農林水産部	8	10	2	2	2	
	県土整備部	9	6	1	3	3	1
	建築都市部	3	3	1			
	会計管理局						
小計	112	80	37	12	12	6	
公営企業の管理者							
教育委員会	26	17	8	1	1	1	2
選挙管理委員会							
人事委員会	68	66		2	2		
監査委員							
公安委員会	9	1	8				
警察本部長	533	24	518	16	16	2	
労働委員会							
収用委員会							
海区漁業調整委員会							
内水面漁場管理委員会							
地方独立行政法人	8	8					
合計	756	196	571	31	31	3	8

注 1件の請求に対して複数の決定を行う場合があるため、請求件数と決定数は一致しません。

(3) 不開示事由

不開示と部分開示の決定状況について、法第78条第1項の第1号から第7号までの主な適用状況は下表のとおりです（表3）。

表3 不開示事由の事由別適用件数

法第78条第1項各号		適用件数		
		部分開示	不開示	計
第1号	開示請求者の生命、健康、生活を害するおそれのある情報	1		1
第2号	開示請求者以外の個人に関する情報	546		546
第3号	法人その他の団体に関する情報	6		6
第4号	国の安全が害されるおそれ等がある情報			
第5号	犯罪の予防、鎮圧又は捜査等に支障を及ぼす情報	472		472
第6号	国の機関、地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報	1		1
第7号	国の機関、地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報	211		211
計		1,237		1,237

注1 重複適用があるため、表2の件数と一致しません。

注2 不存在は除いています。

2 保有個人情報の訂正の状況

保有個人情報の訂正請求は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。）を請求することができるものです。

令和5年度は、4件の保有個人情報の訂正請求があり、1件の訂正決定、2件の不訂正決定を行っております。

3 保有個人情報の利用停止の状況

保有個人情報の利用停止請求は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が、個人情報の保有の制限等（法第61条）、不適正な利用の禁止（法第63条）、適正な取得（法第64条）又は利用及び提供の制限（法第69条第1項及び第2項）に違反して収集、利用又は提供されていると思料するときに、実施機関に対し、その利用停止を請求することができるものです。

令和5年度は、保有個人情報の利用停止請求はありませんでした。

4 審査請求の状況

開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する決定に不服がある請求者は、行政不服審査法の規定に基づき、審査請求を行うことができます。

令和5年度は、審査請求が1件ありました（表4）。

表4 審査請求の状況

（令和6年8月1日現在）

審査案件	実施機関	審査請求年月日	個人情報保護審議会		実施機関の裁決	
			諮問年月日	答申年月日	年月日	内容
警察官が撮影した記録に関する保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求	公安委員会	R5.5.31	R5.9.28	R6.4.18	R6.5.23	棄却

5 福岡県個人情報保護審議会

個人情報保護審議会は、実施機関からの諮問事項の調査、答申、建議等を行うため、条例第10条の規定に基づき知事の附属機関として設置されています。

審議会には、次の部会を置いています。

- ・第一部会（審査請求部会）

審査請求事案の審査に関する事項を所掌する。

- ・第二部会（住基法・番号利用法部会）

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本人確認情報の保護に関する事項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく特定個人情報保護評価に関する事項を所掌する。

(1) 福岡県個人情報保護審議会の開催状況

令和5年度の審議会の開催状況は、次のとおりです（表5～7）。

表5 全体会の開催状況

	開催日	会議に付した事案の件名	進行状況
第16期 第5回	R5.5.18	(1) 福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行について (2) 福岡県個人情報保護審議会運営要領の一部改正について	意見交換

表 6 第一部会の開催状況

	開催日	会議に付した事案の件名	進行状況
第 16 期 第 11 回	R5. 5. 18	(1) 福岡県個人情報保護審議会の審議資料及び会議録に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	概要説明
第 16 期 第 12 回	R5. 6. 15	(1) 福岡県個人情報保護審議会の審議資料及び会議録に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	口頭意見陳述
		(2) 措置入院に係る文書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	概要説明
第 16 回 第 13 回	R5. 7. 20	(1) 福岡県個人情報保護審議会の審議資料及び会議録に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
		(2) 措置入院に係る文書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	
		(3) 苦情等調査結果等報告書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	概要説明
第 16 期 第 14 回	R5. 8. 17	(1) 福岡県個人情報保護審議会の審議資料及び会議録に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	答申案
		(2) 措置入院に係る文書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
第 16 期 第 15 回	R5. 9. 21	(1) 苦情等調査結果等報告書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	口頭意見陳述
		(2) 措置入院に係る文書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
第 16 期 第 16 回	R5. 12. 21	(1) 措置入院に係る文書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	答申案
第 16 期 第 17 回	R6. 1. 18	(1) 苦情等調査結果等報告書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
		(2) 警察官が撮影した記録に関する保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求	概要説明
第 16 期 第 18 回	R6. 2. 15	(1) 警察官が撮影した記録に関する保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求	口頭意見陳述
第 16 回 第 19 回	R6. 3. 21	(1) 苦情等調査結果等報告書に関する個人情報部分開示決定処分に対する審査請求	論点整理
		(2) 警察官が撮影した記録に関する保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求	

表 7 第二部会の開催状況

	開催日	会議に付した事案の件名	進行状況
第 16 期 第 1 回	R5. 10. 19	(1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について	意見交換
第 16 期 第 2 回	R5. 11. 16	(1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について	意見交換
第 16 期 第 3 回	R5. 12. 21	(1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について	答申案

(2) 諮問及び答申

令和 5 年度は、審査請求事案に係る諮問が 2 件ありました。
 また、過年度から審議を継続していた事案について、2 件の答申がなされました。
 加えて、住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について諮問が 1 件あり、答申がなされました。

(3) 福岡県個人情報保護審議会委員

福岡県個人情報保護審議会の委員（第16期）は、次のとおりです（表8）。
委員の任期は2年となっています。

表8 福岡県個人情報保護審議会委員名簿（五十音順、現職名は令和6年4月1日時点）

氏名	現職名	役職名	任期
井上 真由美	(株)西日本新聞社報道センター副センター長		令和4年 5月13日 ～ 令和6年 5月12日
江島 玲子	消費生活アドバイザー		
小林 登	弁護士	会長	
権藤 光枝	(株)Branches代表取締役		
櫻井 幸一	九州大学大学院システム情報科学研究 院教授		
佐々木 久美子	(株)グルーヴノーツ代表取締役会長		
中原 清美	福岡県民生委員児童委員協議会副会長 中間市民生委員児童委員協議会会長		
村上 英明	福岡大学法科大学院名誉教授	会長職務 代理者	
山元 規靖	福岡工業大学情報工学部情報通信工学 科教授		

6 個人情報取扱事務の登録状況

実施機関は、条例第4条第1項の規定に基づき、個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないとされています。

個人情報取扱事務とは、実施機関が行う個人情報を取り扱う事務のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するものをいいます。

令和5年度の個人情報取扱事務の登録件数は、1, 287件でした（表9）。

表9 令和5年度個人情報取扱事務の登録件数（実施機関別）

実施機関		事務の区分及び件数				合計
		固有事務 (本庁)	固有事務 (出先機関)	出先機関 共通事務	全庁 共通事務	
知事	総務部、秘書室	49	2		4	55
	企画・地域振興部	52	4			56
	人づくり・県民生活部	95	3	1	1	100
	保健医療介護部	197	13	29		239
	福祉労働部	144	22	20		186
	環境部	73				73
	商工部	64	8	14		86
	農林水産部	101	5	13		119
	県土整備部	11		13		24
	建築都市部	57		6		63
	会計管理局	3			2	5
	小計	846	57	96	7	1,006
	公営企業の管理者	3		2		5
	教育委員会	33	23	27		83
	選挙管理委員会	4				4
	人事委員会	3				3
	監査委員					
	公安委員会	6				6
	警察本部長	136				136
	労働委員会	1				1
	収用委員会					
	海区漁業調整委員会					
	内水面漁場管理委員会					
	地方独立行政法人	43				43
	合計	1,075	80	125	7	1,287

注 固有事務：各所属において固有に処理する個人情報取扱事務

出先機関共通事務：各部局の同種の出先機関において共通して処理する個人情報取扱事務

全庁共通事務：全庁において共通して処理する個人情報取扱事務

7 個人情報ファイル簿の状況

実施機関は、法第75条第1項の規定に基づき、1,000人以上の個人情報を取り扱う個人情報ファイル（「個人情報を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を検索できるよう体系的に構成したもの（例：Word等で作成した名簿等）」）に関し、個人情報ファイル簿の作成と公表が義務付けられています。

個人情報ファイル簿とは、各実施機関が保有する個人情報ファイルについて、その利用目的や利用の態様を明らかにするとともに、行政機関等匿名加工情報の募集対象等について示したものです。

令和5年度の個人情報ファイル簿件数は、243件であり、このうち行政機関等匿名加工情報の募集対象件数は、180件でした（表10）。

表10 令和5年度個人情報ファイル簿件数（実施機関別）

実施機関		全体件数	うち対象件数			
			本庁	出先機関	全 共 通	合 計
知 事	総務部、秘書室	14	14			14
	企画・地域振興部	10	8	1		9
	人づくり・県民生活部	9	6	2		8
	保健医療介護部	44	39	5		44
	福祉労働部	42	25	11		36
	環境部	9	5			5
	商工部	16	13	3		16
	農林水産部	23	21			21
	県土整備部	2	2			2
	建築都市部	17	13	3		16
	会計管理局	2				
	小計	188	146	25		171
	公営企業の管理者					
教育委員会	14	7	1		8	
選挙管理委員会	1	1			1	
人事委員会						
監査委員						
公安委員会						
警察本部長	20					
労働委員会						
収用委員会						
海区漁業調整委員会						
内水面漁場管理委員会						
地方独立行政法人	20					
合計	243	154	26		180	

8 行政機関等匿名加工情報

行政機関等匿名加工情報とは、県が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、法第109条の規定に基づいて、県が保有する個人情報を加工して作成するものです。

県では、令和5年度より、法第111条の規定に基づいて、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集しています。

令和5年度は、当該募集に対する提案はありませんでした。